

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令案 新旧対象条文  
 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	（側方照射灯） 第三十三条の二 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を一個ずつ備えることができる。 2・3 （略）
現 行	（側方照射灯） 第三十三条の二 自動車の両側面の前部には、側方照射灯を一個ずつ備えることができる。 2・3 （略）